

(証券コード 9404)
平成23年6月7日

株主の皆様へ

東京都港区東新橋一丁目6番1号
日本テレビ放送網株式会社
代表取締役 細川知正

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

本年3月の東日本大震災により被災された皆様に、心よりお見舞申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成23年6月28日(火曜日)午後6時までに議決権を行使して下さいますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスしていたとき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力下さい。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては70頁から71頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認下さいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月29日(水曜日)午前10時

2. 場 所 東京都渋谷区東1-2-20 住友不動産渋谷ファーストタワー
ベルサール渋谷ファースト B1ホール
・開催場所が昨年と異なっておりますのでご注意下さい。
・末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さいますようお願い申しあげます。

3. 目的事項
報告事項

1. 第78期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

第4号議案 取締役15名選任の件

第5号議案 監査役2名選任の件

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。
 2. 議決権行使書とインターネットにより、重複して議決権行使が行われた場合は、後に到着したものをお有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ntv.co.jp/ir/holder/meeting/index.html>) に掲載させていただきます。

事 業 報 告

（平成22年4月 1日から
平成23年3月31日まで）

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、海外経済の改善に伴う輸出の緩やかな増加や政府の緊急経済対策を始めとする政策の効果などを背景に、企業収益が改善しており、企業の設備投資や個人消費において持ち直しの動きがみられるものの、物価は緩やかなデフレ傾向にあり、雇用情勢は依然として厳しく、失業率が高水準にあるなど、厳しい状況で推移しました。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の人的・物的被害をもたらし、今後の経済への影響が大いに懸念される状況にあります。

このような経済環境の中、平成22年の日本の総広告費（暦年、㈱電通調べ）は、5兆8,427億円（前年比98.7%）となり、3年連続で減少いたしましたが、テレビ広告費は、スポット広告市況が回復した影響等により、1兆7,321億円（前年比101.1%）と6年ぶりに増加に転じました。

このような状況の中、当連結会計年度における当社グループの連結売上高は、テレビ広告収入のうちスポット収入が前連結会計年度を大きく上回ったことに加え、連結子会社の日本テレビ音楽㈱などが増収となったことにより、前連結会計年度に比べ9億6千1百万円（+0.3%）増収の2,978億9千4百万円となりました。売上原価と販売費及び一般管理費を合わせた営業費用は、スポット収入の回復に伴う代理店手数料の増加があったものの、全ての費用項目においてコストコントロールを徹底したことにより、前連結会計年度に比べ71億4千6百万円（△2.6%）減少し、2,662億2千4百万円となりました。この結果、営業利益は前連結会計年度に比べ81億7百万円（+34.4%）増益の316億7千万円となりました。営業外損益におきまして、投資事業組合運用益が大幅に増加したこと及び関連会社の業績回復により持分法による投資利益が増加したことなどにより、経常利益は前連結会計年度に比べ115億1千8百万円（+42.4%）増益の387億2百万円となりました。特別損失におきまして、投資有価証券評価損が増加したことなどから、当期純利益は44億5千3百万円（+26.8%）増益の210億4千8百万円となりました。

企業集団の事業別営業の状況等

当連結会計年度より、企業集団の事業別営業の状況等については、当社での事業管理区分の変更に伴って「コンテンツビジネス事業」「不動産賃貸事業」「その他の事業」の3事業に区分して記載しております。

ア. コンテンツビジネス事業

テレビ広告収入のうちタイム収入につきましては、「2010FIFAワールドカップ 南アフリカ大会」などの大型単発番組による収入があったものの、広告主における固定費削減の動きを受け、レギュラーパートでの収入が落ち込んだため、前連結会計年度に比べ69億1千4百万円（△6.1%）減収の1,059億2千6百万円となりました。スポット収入につきましては、スポット広告費の地区投下量が増加するなど市況が回復傾向にあり、また、在京キー局5社間での当社シェアが大きく増加したため、前連結会計年度に比べ107億5千1百万円（+11.6%）増収の1,033億3千7百万円となりました。この結果、テレビ広告収入は前連結会計年度に比べ38億3千7百万円（+1.9%）増収の2,092億6千3百万円となりました。

コンテンツ販売収入につきましては、ネットワーク局やB S・C Sといった衛星放送局、ケーブルテレビ局への番組販売が堅調に推移したことから、334億4千9百万円となりました。

物品販売収入につきましては、ネットワーク各局においても通販特別番組を展開することにより販路が拡大したことや、映画・ドラマのD V D/B D（ブルーレイディスク）や音楽C Dの制作・販売を事業の柱とする連結子会社の株バップの業績が堅調に推移したことなどにより、347億3千8百万円となりました。

興行収入につきましては、前連結会計年度に比べて、大型の出資映画やイベントが少なかったことなどにより、86億4千万円となりました。

このような結果、コンテンツビジネス事業の売上高は、セグメント間の内部売上高又は振替高を含め、2,927億6百万円となりました。費用につきましては、引き続き番組制作費を始め全般にわたってコストコントロールに取り組んだことにより、コンテンツビジネス事業の営業利益は、298億6千1百万円となりました。

番組編成

平成22年度は、平成18年からスタートした「タイムテーブルの構造改革」を軸に、確実にコンテンツ力がアップしてきました。

中でも、恒例大型特番の「24時間テレビ」「箱根駅伝」をはじめ、「2010FIFAワールドカップ 南アフリカ大会」ではグループ予選突破を決めた注目度の高い「日本×デンマーク戦」の生中継が、早朝にもかかわらず40.9%の高視聴率を記録、また、「さん

ま&SMA P !美女と野獣」「ものまねグランプリ」「世界1のSHOWタイム」など大型コンテンツも高い支持を得ました。

編成面では「行列のできる法律相談所」「ぐるぐるナインティナイン」「世界の果てまでイッテQ!」「世界一受けたい授業」などの強いレギュラー番組やスペシャル番組を効果的に編成できた1年でもありました。その結果、ステーションパワーを表す一つの指標である「週間四冠王獲得回数」も、前年度の7回を上回る9回を数え、特にゴールデン帯においては、トップ獲得回数を年度8回から21回に大きく伸ばすことができました。

タイムテーブルとしては、土日のゴールデン帯（19～22時）・プライム帯（19～23時）を中心とした強固なレギュラー番組が引き続き好調でしたが、特筆すべきは、昨年の改編によりプライム帯が更に改善されたことです。「嵐にしやがれ」（土曜22時～22時54分／平成22年4月改編）、「コレってアリですか？」（火曜21時～21時54分／平成22年7月改編）の新番組が、コアターゲット（13歳～49歳の男女）を中心とした視聴者層の大幅改善を果たし、世帯視聴率でも前番組からアップさせることに成功しました。平日19時台でも、昨年10月改編の「金曜スーパープライム」を加え、前年度比較で視聴率を向上させています。

番組個別の成長もさることながら、視聴率の更なる体質改善を図ることで、クライアントからのニーズが高い20代から40代の女性を中心とした視聴者層の支持は引き続き伸びを見せており、好調なスポットセールスを支えています。今後は、「構造改革」の継続・強化を更に進めつつ、フルデジタル時代にふさわしい、新たな発想とチャレンジ精神で、時代の変化に対応できるフレキシブルなタイムテーブルを創り上げてまいります。

「トップ奪還！」を合言葉に、引き続き魅力あるコンテンツを編成し、視聴者の皆様に愛されるテレビ局として、「テレビが話題の真ん中、エンターテインメントの真ん中、お茶の間の真ん中」の存在となり続けるよう努力してまいります。

イ. 不動産賃貸事業

麹町及び汐留地区のテナント賃貸収入を始めとする不動産賃貸収入につきましては順調に推移しました。この結果、不動産賃貸事業の売上高は72億6千1百万円、営業利益は18億3千2百万円となりました。

ウ. その他の事業

番組関連グッズショップ「日テレ屋」を始めとする店舗運営などからの物品販売収入につきましては、東日本大震災の影響により平成23年3月の収入が大幅に落ち込みました。この結果、その他の事業の売上高は26億6千1百万円、営業損失は2千3百万円となりました。

② 設備投資の状況

当社グループは、利益、キャッシュ・フローの計画等を総合的に勘案し、今後7年間の設備投資計画を策定しております。

当連結会計年度につきましては、地上デジタル放送のエリア拡大を進めるため、地上デジタル放送用中継局の建設や、質の高い番組制作を継続するために麹町Gスタジオの設備更新を行ってまいりました。その他、現在建設中の東京スカイツリーへの設備投資が始まっています。この結果、当連結会計年度における当社グループの設備投資額は46億1千4百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当社グループは、テレビ放送業界及び当社グループを取り巻く諸環境や金融情勢等を総合的に勘案し、それぞれの時点において最も有利で最適と考えられる資金調達を行う方針であります。

なお、当連結会計年度におきましては、持分法適用会社からのCMS(キャッシュマネージメントサービス)による資金の借り入れを行っておりますが、外部からの資金調達は行っておりません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

区分	第75期 (平成19年度)	第76期 (平成20年度)	第77期 (平成21年度)	第78期 (平成22年度)
売上高	342,188	324,563	296,933	297,894
経常利益	26,705	16,225	27,184	38,702
当期純利益	10,625	5,622	16,595	21,048
1株当たり当期純利益	430.27円	227.70円	676.43円	859.69円
総資産	512,507	498,457	513,788	528,398
純資産	407,668	400,417	416,366	427,496

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社日テレ・グループ・ホールディングス	百万円 130	% 100.0	制作系子会社等のガバナンス及びモニタリング並びにコンプライアンス、シェアードサービス業務
株式会社日テレ・テクニカル・リソーシズ	50	*100.0 (100.0)	映像コンテンツの制作技術関連業務
株式会社日テレ アックスオン	50	*100.0 (100.0)	映像コンテンツの企画・制作
株式会社日テレインベンツ	50	*100.0 (100.0)	イベント企画・制作、タレントマネージメント、日テレ学院運営
株式会社日本テレビアート	50	*100.0 (100.0)	美術セット制作、照明デザイン、音楽効果業務
日本テレビ音楽株式会社	40	100.0	音楽著作権管理、CDなどの原盤制作、キャラクターの商品化権の管理販売
株式会社バップ	500	*53.0 (2.0)	CD・DVD/B.D(ブルーレイディスク)等の企画・制作・販売
株式会社日本テレビサービス	50	100.0	店舗開発運営業務、商品企画販売業務
株式会社日本テレビワーク24	10	100.0	建物総合維持管理、建物の設備・警備・清掃・受付業務
株式会社フォアキャスト・コミュニケーションズ	439	61.9	有料配信ビジネス、ホームページ制作
株式会社日テレ7	480	51.0	ショッピングポータルサイト事業、商品開発事業、広告・マーケティング事業
NTV America Company	3,300千US\$	100.0	持株会社、米国子会社の運営・管理
NTV International Corporation	3,000千US\$	*100.0 (100.0)	映像コンテンツの企画・制作・制作技術関連業務

(注) 議決権比率の*印は、子会社による間接所有分を含んでおり、()内は間接所有割合の内数であります。

(4) 対処すべき課題

当社は、平成22年度を最終年度とする3ヵ年中期経営計画の数値目標を平成21年度に凍結し、代わりに単年度目標「2010経営方針」を策定し、収益力の回復に注力してきました。

「2010経営方針」では、「収益力の向上と視聴率トップ奪還の一年に！」の目標の下、売上高経常利益率（連結）は、平成15年度以来7年ぶりに10%超に回復するとともに、視聴率においても、首位局に肉薄することができました。

平成23年度は、新中期経営計画を策定する予定でしたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災のテレビ広告市場及び映画・イベント興行などのエンターテインメント市場に対する影響度合が、現時点においては未だ不透明であるため、それらの影響がある程度見通せるようになった時点で新中期経営計画を策定するのが最善であるとの判断に至りました。

このため、平成23年度につきましても、引き続き単年度計画「2011経営方針」を策定する予定です。平成23年度は、東日本大震災に起因する厳しい経営環境が予想される中、収益体质の改善を更に進めながら、地上放送において視聴率トップの座を奪還することに全力を注ぐとともに、強力なコンテンツの創造をもとにテレビ広告収入以外の収入の伸長にも積極的に取り組むこととします。

平成22年度の視聴率につきましては、積極的な番組改編や内容強化の効果が現れ、コアターゲット視聴率と世帯視聴率の双方で改善が進みました。全日帯（6～24時）、プライム帯（19～23時）、ゴールデン帯（19～22時）、ノンプライム帯（6～19時及び23～24時）の4部門全てで2位でしたが、首位局との差は全日帯が0.1ポイント、プライム帯0.2ポイント、ゴールデン帯0.3ポイント、ノンプライム帯0.1ポイントと肉薄しています。また、平成22年度第4クール（平成23年1月3日～4月3日）視聴率及び平成23年3月の月間視聴率については、ともに四冠王を獲得するなど好調で、今後もこの勢いを維持・発展させていく所存です。

このような視聴率の改善及びスポット広告市況の回復も相まって、テレビ広告収入につきましては、スポット収入が前年度実績を大きく上回る結果となりました。タイム収入につきましては、レギュラー番組のネットタイムセールスを中心に対前年度比のマイナス幅が縮小してきており、増加基調に転ずる努力を引き続き行っています。一方、東日本大震災で工場などが被災した広告主を中心にスポットCMの出稿を手控える動きも一部にあるなど広告市況の一時的な悪化が予想されますが、地上放送において視聴率トップの座を奪還し、収益体质の更なる改善を進めてまいります。

テレビ広告収入以外の収入につきましては、中核と位置づけている通販事業や映画事業を中心にはじめ、実な伸長を図っていきます。平成22年度においては、通販事業で、ネットワーク各局においても通販特別番組を展開することにより販路が拡大し、売上を伸ばしました。映画事業では、平成23年1月29日公開の「GANTZ」（監督・佐藤信介）が興行収入34億円を突破する大ヒットとなり、4月23日公開の後編「GANTZ PERFECT ANSWER」も順調に

興行成績を伸ばしています。また、当社グループでは、フルデジタル時代に対応した新たな収益源の開発にも積極的に取り組んでいます。グループ全社員から企業内起業プロジェクト案を募集したところ750件が集まり、その中から、早期にサービスの実施が可能な4件について「ビジネスストライアル案件」として採用しました。このうち、クーポン共同購入サイト「日テレぐるチケ」、SNS上でゲームを展開する「日テレソーシャルゲーム」、スマートフォン向けソフトウェア「日テレアプリ」の3件はすでに事業をスタートさせ、テレビ局ではまだ経験の少ないB to C事業に取り組んでいます。今後は、当社グループだけではなく、他業種の事業者とパートナーシップを結んで、幅広い領域で「テレビの強み」を活かした新規事業を模索していく考えです。ヒット映画や人気ドラマのDVD/BD（ブルーレイディスク）、音楽CDの制作・販売などを事業の柱とする㈱バップは、平成22年度において、より一層のコスト削減など経営改革を積極的に進めた結果、再び黒字に転じました。日本テレビ音楽㈱は、主要な収入源となっている「アンパンマン」や「ルパン三世」といったキャラクターの商品化権収入が好調で、安定した収益を出し続けています。番組・映像コンテンツ制作の中核を担う㈱日テレ アックスオンは3期連続で増収増益となりました。同社は、当社の番組や出資映画のみならず、BS・CS放送の番組や3D映像制作、CM制作等あらゆるジャンルで積極的に営業を展開し、また平成23年開局予定の韓国総合チャンネルと提携し海外進出を図るなど、着実に伸長しています。「メディアと消費の融合」を目指す㈱日テレ7は、商品の発掘と販売促進を一括して展開するクロスメディア営業の売上が前年度比約550%と急成長したことが要因となり増収となりました。この営業形態は、CM制作やイベントのほか、ツイッターやフェイスブックといったソーシャルメディアを利用することで、クライアントの販売促進に関する要望に応えるものです。(㈱日テレ7では今後もこの分野を成長させ独自性を追求していく方針です)。

当社グループでは、今後とも、最大の強みであるコンテンツ制作を中心として経営資源の最適配分を図り、必要な投資を積極的に行うことによって、厳しい環境を乗り切っていく所存です。

(5) 主要な事業内容

① コンテンツビジネス事業

テレビ広告枠の販売、映像・音楽等のロイヤリティ収入、CD・DVD/BD・出版物等の販売、通信販売、映画事業、イベント・美術展事業

② 不動産賃貸事業

不動産の賃貸、ビルマネジメント

③ その他の事業

店舗運営 他

(6) 主要な営業所

・当社

本 社	東 京 都 港 区
関 西 支 社	大 阪 市 北 区
名 古 屋 支 局	名 古 屋 市 中 区

・子会社

(国内)

株式会社日テレ・グループ・ホールディングス	東 京 都 千 代 田 区
株式会社日テレ・テクニカル・リソーシズ	東 京 都 千 代 田 区
株式会社日テレ アククスオン	東 京 都 千 代 田 区
株式会社日テレインベンツ	東 京 都 千 代 田 区
株式会社日本テレビアート	東 京 都 千 代 田 区
日本テレビ音楽株式会社	東 京 都 千 代 田 区
株式会社バップ	東 京 都 千 代 田 区
株式会社日本テレビサービス	東 京 都 千 代 田 区
株式会社日本テレビワーク24	東 京 都 千 代 田 区
株式会社フォアキャスト・コミュニケーションズ	東 京 都 千 代 田 区
株式会社日テレ7	東 京 都 港 区

(海外)

NTV America Company	New York U.S.A
NTV International Corporation	New York U.S.A

(7) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

当 連 結 会 計 年 度 末	前 連 結 会 計 年 度 末
3,262 [1,539] 名	3,339 [1,754] 名

(注) 使用人数は従業員数（当社グループからグループ外部への出向者を除き、グループ外部からの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（派遣社員及び常駐している業務委託人員を含む。）は〔 〕内に平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

当 事 業 年 度 末	前 事 業 年 度 末	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,153 [1,841] 名	1,159 [2,058] 名	41.3歳	16.2年

(注) 使用人数は従業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（派遣社員及び常駐している業務委託人員を含む。）は〔 〕内に平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況

持分法適用会社からのCMS(キャッシュマネージメントサービス)による資金の借り入れを行っておりますが、外部からの資金調達は行っておりません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

①アニメ制作会社(株)マッドハウスの子会社化

当社は、平成23年2月、(株)マッドハウスによる第三者割当増資約10億円を引受け、同社を子会社化（当社グループの持株比率85.3%）いたしました。同社は、歴史のあるアニメ制作会社で、近年では、大ヒットした劇場アニメ映画「サマーウォーズ」を制作しています。当社社員を同社の代表取締役として派遣し、同社のアニメ制作力と当社のコンテンツ企画力、営業力、コンテンツ管理ノウハウを結合させて魅力的なアニメ作品を生み出していくます。

②台湾における合弁会社の設立合意

当社は、台湾の大手企業グループ、旺旺集団に属する台湾の大手ケーブルテレビ局である中天電視股份有限公司（以下、中天電視という。）と、台湾、中国をターゲットとしたテレビ映像作品を制作する合弁会社「黒剣電視節目製作股份有限公司」を設立することで合意いたしました。資本金は3億新台湾元で、当社と中天電視とで50%ずつ出資いたします。平成23年5月下旬に設立し、同年6月に営業開始の予定です。

当社のテレビ番組フォーマットを活用したドラマ、バラエティ等のテレビ番組を台湾で制作し、中天電視及び同社の親会社である旺旺集団のネットワークを活かした番組販売を台湾や中国で行っていく予定です。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 100,000,000株
- ② 発行済株式の総数 25,364,548株 (自己株式598,648株を含む)
- ③ 株主数 40,206名
- ④ 大株主 (上位10名)

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
株式会社 読売新聞グループ本社				3,764	千株		15.2%		
読賣テレビ放送株式会社				1,574			6.3		
株式会社 読売新聞東京本社				1,363			5.5		
シービーニューヨーク オービス エスアイシーアーヴィー				1,241			5.0		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)				1,058			4.2		
シービーニューヨーク オービス ファンズ				1,041			4.2		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)				1,024			4.1		
学校法人帝京大学				897			3.6		
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ				760			3.0		
株式会社リクルート				645			2.6		

(注) 持株比率は自己株式 (598,648株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況

氏名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
細川 知正	代表取締役社長執行役員 営業局・コンテンツ事業局担当	㈱マッドハウス 代表取締役会長 ㈱よみうりランド 社外監査役
舛方 勝宏	取締役副社長執行役員 業務管理統括	㈱シーエス日本 代表取締役会長
田村 信一	取締役専務執行役員 技術統括局担当	
三浦 姫	取締役常務執行役員 営業局・メディア戦略局担当	
渡辺 弘	取締役執行役員 報道局長(兼)解説委員長(兼)報道審査委員長 コンプライアンス推進室担当・個人情報保護 最高管理責任者	
小林 裕孝	取締役執行役員 人事局長 労政担当・内部監査委員長補佐	
能勢 康弘	取締役執行役員 秘書役 経理局長 総務局担当・個人情報保護最高監査責任者	
大久保好男	取締役執行役員 編成局・ドラマ局・バラエティー局・ 情報エンターテインメント局・スポーツ局担当	
正力 亨	取締役	㈱読売新聞グループ本社 取締役社主 ㈱読売巨人軍 取締役名誉オーナー ¹ ㈱よみうりランド 社外取締役
渡邊 恒雄	取締役	㈱読売新聞グループ本社 代表取締役会長・主筆 ㈱読売巨人軍 取締役会長 ㈱よみうりランド 社外取締役
前田 宏	取締役	前田宏法律事務所 弁護士 ㈱アール・エス・シー 社外取締役
堤 清二	取締役	公益財団法人セゾン文化財団 理事長 財団法人セゾン現代美術館 理事長
今井 敬	取締役	新日本製鐵㈱ 社友名誉会長 日本電信電話㈱ 社外取締役 日本証券金融㈱ 社外取締役 日本生命保険相互会社 社外監査役
坪田 清則	取締役	福井放送㈱ 代表取締役会長

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
漆戸 靖治	常勤監査役	
土井 共成	監査役	讀賣テレビ放送㈱ 代表取締役最高顧問
加瀬 兼司	監査役	加瀬公認会計士事務所所長 公認会計士 長谷川香料㈱ 社外監査役 トーソー(㈱) 社外監査役
内山 齊	監査役	㈱読売新聞グループ本社 代表取締役社長 ㈱読売巨人軍 取締役

- (注) 1. 取締役渡邊恒雄、前田宏、堤清二、今井敬、坪田清則の各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役土井共成、加瀬兼司、内山齊の各氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役加瀬兼司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役前田宏、堤清二、今井敬、監査役加瀬兼司の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 監査役内山齊氏は、平成23年6月29日開催予定の第78期定時株主総会終結の時をもって辞任する予定であります。
 6. 第77期定時株主総会終結の日の翌日以降に在任していた取締役のうち、当期中に退任した者は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	退任年月日	退任理由
山口信夫	社外取締役	旭化成㈱ 代表取締役名誉会長 アサヒビール㈱ 社外取締役 ㈱読売新聞グループ本社 社外監査役	平成22年9月14日	逝去
氏家齊一郎	代表取締役会長	㈱読売新聞グループ本社 取締役相談役 ㈱よみうりランド 社外取締役	平成23年3月28日	逝去

② 取締役及び監査役の報酬等

区分	分	支給人員	報酬等の総額
取 (う ち 社 外 取 締 役 役)	18名 (6)		501百万円 (96)
監 (う ち 社 外 監 査 役 役)	4 (3)		40 (14)
合	計	22	542

- (注) 1. 上記には、平成22年6月29日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、平成22年9月14日逝去され退任した社外取締役1名及び平成23年3月28日逝去され退任した代表取締役1名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第75期定時株主総会において年額950百万円以内（うち社外取締役110百万円以内。使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第75期定時株主総会において年額72百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

(ア)取締役 渡邊 恒雄

- ・当社と(株)読売新聞グループ本社は資本関係があります。また、当社は同社の完全子会社である(株)読売新聞東京本社と放送番組等の購入について取引関係があります。
- ・当社は(株)読売巨人軍と選手の映像使用等について取引関係があります。
- ・当社と(株)よみうりランドは資本関係があります。

(イ)取締役 前田 宏

- ・当社と前田宏法律事務所、(株)アール・エス・シーとの間に特別な関係はありません。

(ウ)取締役 堤 清二

- ・当社と公益財団法人セゾン文化財団、財団法人セゾン現代美術館との間に特別な関係はありません。

(エ)取締役 今井 敬

- ・当社と新日本製鐵(株)、日本電信電話(株)、日本証券金融(株)、日本生命保険相互会社との間に特別な関係はありません。

(オ)取締役 坪田 清則

- ・当社と福井放送(株)は資本関係があります。また、当社は同社と放送番組の供給等について取引関係があります。

(カ)監査役 土井 共成

- ・当社と讀賣テレビ放送(株)は資本関係があります。また、当社は同社と放送番組の購入、供給等について取引関係があります。

(キ)監査役 加瀬 兼司

- ・当社と加瀬公認会計士事務所、長谷川香料(株)、トーソー(株)との間に特別な関係はありません。

(ク)監査役 内山 齊

- ・当社と(株)読売新聞グループ本社は資本関係があります。また、当社は同社の完全子会社である(株)読売新聞東京本社と放送番組等の購入について取引関係があります。
- ・当社は(株)読売巨人軍と選手の映像使用等について取引関係があります。

(ケ)取締役 故 山口信夫

- ・当社と(株)読売新聞グループ本社は資本関係があります。また、当社は同社の完全子会社である(株)読売新聞東京本社と放送番組等の購入について取引関係があります。
- ・当社と旭化成(株)、アサヒビール(株)との間に特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役渡邊恒雄氏は、当事業年度開催の取締役会8回のうち7回に出席し、新聞社経営者・言論人としての観点から、当社の事業全般について発言を行っております。
- ・取締役前田宏氏は、当事業年度開催の取締役会8回全てに出席し、法曹界における豊富な経験を活かし、かつ弁護士としての専門的見地から、当社の事業全般について発言を行ったほか、当社の重要な規程類の制定・改正等に際しては、専門的立場から指導を行っております。

- ・取締役堤清二氏は、当事業年度開催の取締役会8回のうち6回に出席し、豊富な経験を持つ企業経営者、かつ文化人としての観点から、当社の事業全般について発言を行っております。
- ・取締役今井敬氏は、当事業年度開催の取締役会8回のうち7回に出席し、豊富な経験を持つ企業経営者、かつ財界人としての観点から、当社の事業全般について発言を行っております。
- ・取締役坪田清則氏は、当事業年度開催の取締役会8回全てに出席し、豊富な経験を持つ放送局経営者としての観点から、当社の事業全般について発言を行っております。
- ・監査役土井共成氏は、当事業年度開催の監査役会9回及び取締役会8回全てに出席し、豊富な経験を持つ放送局経営者としての観点から、当社の事業全般について発言を行っております。
- ・監査役加瀬兼司氏は、当事業年度開催の監査役会9回及び取締役会8回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、当社の事業全般について発言を行っております。
- ・監査役内山斎氏は、昨年6月の監査役就任以降開催された監査役会6回のうち5回、取締役会6回のうち5回に出席し、新聞社経営者・言論人としての観点から、当社の事業全般について発言を行っております。
- ・取締役 故山口信夫氏は、当事業年度在任中に開催された取締役会4回のうち2回に出席し、豊富な経験を持つ企業経営者、かつ財界人としての観点から、当社の事業全般について発言を行っておりました。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成19年6月28日開催の第74期定時株主総会において定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役全員及び社外監査役全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(ア) 社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(イ) 社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66

- (注) 1. 当社の子会社のうち、㈱バップ及び㈱フォアキャスト・コミュニケーションズは有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、英文財務諸表の作成にあたり、有限責任監査法人トーマツより助言等を受けております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、取締役会に会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及びオブザーバーの立場として社外の弁護士等で組織する「コンプライアンス委員会」を設置し、法令及び規則の遵守、透明性の高い企業活動の推進に努めます。

法令・定款・企業倫理を遵守した行動をとるための企業行動憲章である「コンプライアンス憲章」を制定し、全常勤役員・従業員が宣誓します。また、その徹底を図るため、人事局、総務局、コンプライアンス推進室を中心に従業員に対する教育等を行います。

法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供や調査要請を行う社内公益通報制度としてのホットライン「日テレホイッスル」を設置します。

取締役の職務執行の適法性を確保するため、社外取締役、社外監査役による牽制機能を重視し、取締役会の活性化等コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

「内部監査委員会」を設置し、内部監査の実施により不正行為の予防に努めます。

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、同勢力とは取引関係その他一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、定められた期間保存します。

文書等の取扱所管部は総務局とし、各局等に文書管理責任者及び文書管理者を置き、管理します。

取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」及び「危機管理委員会」を設置し、前者において全社的なリスク管理を行い、後者において新たに生じた危機について迅速に対処します。

災害、情報管理、番組制作、著作権契約、放送、不正行為等に係るリスクについて、組織横断的な各種委員会を設置し、諸制度改善、規程の整備等に取り組みます。

特に、放送局として地震等非常時に緊急放送を行うことは当社の使命であり、放送機能を維持、継続するための設備・体制を整えるとともに、「大災害マニュアル」を制定し、

それに基づいた実地訓練を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務分掌、りん議規程等社内の規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとります。

また、取締役の職務執行の効率性を高めるための執行役員制度を導入し、業務執行が機動的に行われる体制を構築するとともに、当社と利害関係を有しない社外取締役により、業務執行についての牽制機能が働くようコーポレート・ガバナンスの充実を図ります。

⑤ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社の経営、事業内容の総合的戦略の構築と実施、運営に関する業務全般を行う「グループ戦略センター」を設置し、グループ一体となった法令遵守体制、リスク管理体制を構築するよう管理します。

グループ会社の役員・従業員を対象にコンプライアンスに係る研修を適宜実施します。

グループ会社の代表者などで構成する「グループ経営会議」を設け、業務の適正を確保するため、情報の共有化を図ります。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査役会事務局所属の従業員に対し、監査業務に必要な事項の調査を指示することができます。

監査役会事務局所属の従業員は、監査役の職務の補助の他、兼務として内部監査委員会の事務局員を務めます。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する従業員に対する監査役からの指示について、取締役はそれと異なる指示を行うことはできないものとします。

監査役を補助する従業員の人事異動・懲戒処分については、監査役の同意を得なければならないものとします。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役会に対して、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等法定の事項に加え、内部監査の実施状況を報告します。

従業員は、当社及び当社グループに影響を及ぼす事項、法令・定款違反に関する重大な事実を発見した場合は、社内公益通報制度である「日テレホイッスル」により、監査役に直接報告することができます。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、常勤取締役会に出席し、常勤取締役との意見の交換を行います。

監査役は、グループ会社の代表者等で構成される「グループ経営会議」に出席することができます。

監査役は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができます。

(6) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社では、グループとして企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、卓越したコンテンツ制作力にあります。こうしたコンテンツ制作力の根幹にあるのは、主に、(i)優秀な人材の確保・育成、(ii)コンテンツ制作に携わる外部の関係者との信頼関係の維持、(iii)ネットワーク各社との協力・信頼関係の維持、(iv)中長期的な視野に立って高品質のコンテンツを作り上げることを推奨する企業文化の維持、(v)安定した業績及び財務体質の維持、及び(vi)放送事業者としての公共的使命を全うすること等です。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現のための取組みの内容の概要

ア. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(ア) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策

当社は、平成18年度より3ヵ年毎の中期経営計画を策定し、当社の最大の財産であるコンテンツの制作・開発への積極的な取組み、番組の大幅な改編、放送外事業、特に映画事業及び通販事業等の大幅な拡大などを基本方針とし、視聴率の向上や放送外事業の拡大など、着実に成果を出してきました。しかし、平成20年公表の平成22年度を最終年度とする中期経営計画につきましては、平成21年度より、激変する経済環境において、基本的考え方を継続しながらも数値目標は一旦凍結し、単年度目標を策定して、収益体質の強化と地上波放送における視聴率トップの座を奪還することに全力を挙げてきました。

そして、この度当社は、平成23年度からの新中期経営計画を発表するべく準備をして参りましたが、3月11日に発生した東日本大震災の当社事業への影響等が、未だ不透明であることから、ある程度見通すことができるようになった時点で策定するのが最善と判断するに至りました。このため、平成23年度に関しては、東日本大震災からの復興や、地上波デジタル完全移行に向けての取組みを最優先にしつつ、一層の収益体質の強化を図るために、平成23年5月12日には、単年度目標である「2011経営方針」を策定する予定です。

(詳細については、同日付当社プレスリリース「日本テレビグループ『2011経営方針』の概要について」をご参照下さい。)

新方針での取組みのポイントは以下のとおりです。

- (i) コアターゲット視聴率をアップさせ、世帯視聴率でトップを奪還
- (ii) 収益の拡大と新たな収益源の開発
- (iii) あらゆるコストコントロールの継続
- (iv) グループ各社の個性を活かし、グループ全体の利益を拡大

(イ) 諸施策の実行に向けた体制の整備

当社は、社外からの経営監視機能を強化し、経営の健全性及び意思決定プロセスの透明性を高めるため、取締役全14名のうち5名を社外取締役としております。また、経営陣の株主の皆様に対する責任をより一層明確化するため、取締役の任期を1年としております。当社は、これらの取組みに加え、今後も引き続きコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図っていく予定です。

イ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年6月29日開催の第77期定時株主総会（以下「前定時株主総会」といいます。）において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）に所要の修正を行った上でこれを更新することを決議いたしました（以下更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランの具体的な内容の概要は以下のとおりです。

(ア) 本プランの目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(イ) 対象となる買付等

本プランは、以下(i)若しくは(ii)に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付を行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(ウ) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等に先立ち、当社に対して、当社所定の情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。なお、企業価値評価独立委員会は、提出された情報が不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることができます。

(エ) 本プランの手続及び発動要件等

企業価値評価独立委員会は、買付者等から買付説明書等が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上（原則として60日を上限とします。）、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案等を提供するよう要求することができます。

企業価値評価独立委員会は、買付者等及び当社取締役会からの情報を受領してから原則として最長60日が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、代替案の検討、当該買付者等との協議・交渉等を行います。

企業価値評価独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかつた場合や、買付者等による買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等所定の要件のいずれかに該当する場合で、本新株予約権（下記（オ）に定義されます。以下同じ。）の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、企業価値評価独立委員会は、一定の場合に、当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができます。他方、企業価値評価独立委員会は、買付等が所定の要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

当社取締役会は、企業価値評価独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。但し、企業価値評価独立委員会が本新株予約権の実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合には、当社取締役会は株主総会を招集し、当該実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

（オ）本新株予約権の概要

本プランにおいて無償割当てを行う新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、割当期日における当社の最終の発行済株式総数（但し、自己株式の数を除きます。）と同数とし、当社の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てられます。本新株予約権1個の目的である当社株式の数は、原則として1株とします。また、本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、当該出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で定める価額とします。

また、本新株予約権には、当社株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者等の所定の要件に該当する者（以下「非適格者」と総称します。）及び所定の非居住者・外国人等については原則として本新株予約権の行使が認められない旨の行使条件、並びに当社が当社株式等の交付と引換えに、非適格者以外の者から新株予約権を取得することができる旨の取得条項等が付されております。

(カ)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、前定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされています。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

③ 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

ア. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記②アの取組み）について

中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化等といった各施策は、上記②ア記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

イ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記②イの取組み）について

本プランは、上記②イ記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

特に、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足していること、株主総会において株主の承認を得て修正及び更新されたものであること、その内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、本プランの発動に際しては、必ず独立性の高い社外取締役等のみによって構成される企業価値評価独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、企業価値評価独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、本プランの有効期間が1年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成23年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	156,899	流 動 負 債	70,487
現 金 及 び 預 金	16,990	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	5,230
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	75,183	短 期 借 入 金	740
有 價 証 券	39,172	未 払 金	6,571
た な 卸 資 産	4,177	未 払 費 用	43,335
番 組 勘 定	7,580	未 払 法 人 税 等	10,810
繰 延 税 金 資 産	4,836	返 品 調 整 引 当 金	58
そ の 他 の 流 動 資 産	9,733	そ の 他 の 流 動 負 債	3,741
貸 倒 引 当 金	△773	固 定 負 債	30,414
固 定 資 産	371,498	繰 延 税 金 負 債	2,426
有 形 固 定 資 産	197,080	退 職 給 付 引 当 金	6,481
建 物 及 び 構 築 物	46,150	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	124
機 械 設 備 及 び 運 搬 具	9,875	長 期 預 り 保 証 金	20,217
器 具 備 品	1,955	そ の 他 の 固 定 負 債	1,163
土 地	138,632	負 債 合 計	100,902
リ 一 ス 資 産	16	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	448	株 主 資 本	422,787
無 形 固 定 資 産	2,472	資 本 金	18,575
投 資 そ の 他 の 資 産	171,946	資 本 剰 余 金	17,928
投 資 有 價 証 券	148,647	利 益 剰 余 金	398,373
長 期 貸 付 金	5,055	自 己 株 式	△12,090
長 期 預 金	8,000	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△3,841
繰 延 税 金 資 産	1,898	そ の 他 有 價 証 券 評 価 差 額 金	△3,364
そ の 他 の 投 資 そ の 他 の 資 産	8,416	為 替 換 算 調 整 勘 定	△476
貸 倒 引 当 金	△72	少 数 株 主 持 分	8,550
資 产 合 计	528,398	純 資 産 合 計	427,496
		負 債 純 資 産 合 計	528,398

連 結 損 益 計 算 書

(平成22年4月 1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	297,894
売 上 原 価	199,166
売 上 総 利 益	98,728
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	67,057
営 業 利 益	31,670
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,123
受 取 配 当 金	1,167
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,327
投 資 事 業 組 合 運 用 利 益	3,078
そ の 他 の 営 業 外 収 益	661
	7,357
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	6
為 替 差 損	18
投 資 事 業 組 合 運 用 損	254
そ の 他 の 営 業 外 費 用	46
	325
経 常 利 益	38,702
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	3
投 資 有 価 証 券 売 却 益	9
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	4
	17
特 別 損	
固 定 資 産 売 却 損	13
固 定 資 産 除 却 損	164
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,990
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 額	279
の 適 用 に 伴 う 影 韶	
そ の 他 の 特 別 損 失	35
	2,483
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	36,236
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	15,596
法 人 税 等 調 整 額	△551
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	15,044
少 数 株 主 利 益	21,192
当 期 純 利 益	143
	21,048

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月 1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年3月31日 残高	18,575	17,928	384,489	△12,053	408,939
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△7,164		△7,164
当期純利益			21,048		21,048
自己株式の取得				△28	△28
持分法適用会社に対する持分変動 に伴う自己株式の増減				△8	△8
株主資本以外の項目の連結会計年 度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	13,884	△37	13,847
平成23年3月31日 残高	18,575	17,928	398,373	△12,090	422,787

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
平成22年3月31日 残高	△651	△346	△998	8,424	416,366
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△7,164
当期純利益					21,048
自己株式の取得					△28
持分法適用会社に対する持分変動 に伴う自己株式の増減					△8
株主資本以外の項目の連結会計年 度中の変動額（純額）	△2,712	△130	△2,842	125	△2,717
連結会計年度中の変動額合計	△2,712	△130	△2,842	125	11,129
平成23年3月31日 残高	△3,364	△476	△3,841	8,550	427,496

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社 日本テレビ音楽㈱、㈱日本テレビサービス、㈱日テレ・グループ・ホールディングス、㈱日テレ・テクニカル・リソーシズ、㈱バップ、㈱日テレ アックスオン、㈱日テレイベンツ、㈱日本テレビワーク24、NTV America Company、NTV International Corporation、㈱日本テレビアート、㈱フォアキャスト・コミュニケーションズ、㈱日テレ7の13社であります。

②非連結子会社

㈱日本テレビ人材センター等17社であります。これらの非連結子会社は総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の観点からみていればもそれぞれ小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。
なお、当連結会計年度において設立したコミーゴスポーツマーケティング㈱、日テレぐるチケ有限責任事業組合及び第三者割当増資の引受けにより子会社化した㈱マッドハウスとその子会社2社を非連結子会社としております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用会社

㈱日本テレビ人材センター等非連結子会社17社及び㈱B S 日本等関連会社19社に対する投資について持分法を適用しております。

なお、当連結会計年度において設立したコミーゴスポーツマーケティング㈱、日テレぐるチケ有限責任事業組合及び第三者割当増資の引受けにより子会社化した㈱マッドハウスとその子会社2社を持分法適用の非連結子会社としております。

また、当連結会計年度において、民法上の任意組合2社を新たに持分法適用の範囲に含めております。

②持分法非適用会社

該当ありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はNTV America Company及びNTV International Corporationを除きすべて連結決算日と一致しております。

NTV America Company及びNTV International Corporationの決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3ヶ月以内であるので、正規の決算を基礎として連結決算を行っております。また、当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、当連結会計年度において、㈱バップは3月20日から3月31日に決算日を変更しております、当連結会計年度は平成22年3月21日から平成23年3月31日までの期間を連結しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）について、組合契約に規定される決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな御資産

主として先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

番組勘定

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

（リース資産を除く） なお、平成10年度の法人税法の改正に伴い、平成12年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械設備及び運搬具	2年～15年
器具備品	2年～20年

無形固定資産 定額法

（リース資産を除く） なお、主な耐用年数は、自社利用のソフトウェア最長5年であります。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

返品調整引当金

出版物及び音楽著作物の返品による損失に備えるため、法人税法による繰入限度額の100%を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務及び数理計算上の差異については、発生年度において一括損益計上しております。

役員退職慰労引当金

連結子会社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

④重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれん及びのれん相当額の償却については、発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。但し、その金額が僅少な場合、発生年度において全額償却しております。

⑥消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、税金等調整前当期純利益は279百万円減少しております。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

(持分法に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

(6) 表示方法の変更

(連結損益計算書)

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳

商品及び製品	2, 534百万円
仕掛品	1, 108百万円
原材料及び貯蔵品	534百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

126, 370百万円

(3) 非連結子会社及び関連会社に対する投資等

投資有価証券（株式）	31, 673百万円
その他の投資その他の資産	4, 605百万円
（上記のうち共同支配企業に対する投資）	（4, 605百万円）

(4) 担保に供している資産

担保資産	
土地	101, 031百万円
担保付債務	
長期預り保証金	19, 000百万円

(5) 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入、従業員の金融機関からの借入に対して次のとおり保証を行っております。

従業員の住宅資金銀行借入金	364百万円
㈱マッドハウスの銀行借入金	700百万円
計	1, 064百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	25,364千株	－千株	－千株	25,364千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	879千株	4千株	－千株	884千株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り及び持分法適用会社が保有する自己株式の合計であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成22年6月29日開催の第77期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 4,953百万円
- ・1株当たり配当額 200円
- ・基準日 平成22年3月31日
- ・効力発生日 平成22年6月30日

ロ. 平成22年11月4日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,211百万円
- ・1株当たり配当額 90円
- ・基準日 平成22年9月30日
- ・効力発生日 平成22年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

イ. 平成23年6月29日開催の第78期定時株主総会に次のとおり付議することを予定しております。

- ・配当金の総額 4,847百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 200円
- ・基準日 平成23年3月31日
- ・効力発生日 平成23年6月30日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については有価証券をはじめとする金融商品の適正かつ安全な運用を最優先とし、また、資金調達については自己資金を原則としています。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としています。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクにさらされていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式や安全性の高い債券であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されています。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、各社が資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、原則として行わないこととしていますが、デリバティブが組み込まれた複合金融商品を扱う場合は、投機的取引を目的とせず、組込デリバティブのリスクが金融資産の元本に及ぼないものに限定しております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1)現金及び預金	16,990百万円	16,990百万円	一百万円
(2)受取手形及び売掛金	75,183	75,183	—
(3)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	56,114	56,061	△53
②その他有価証券	76,914	76,914	—
(4)長期預金	8,000	7,464	△535
(5)支払手形及び買掛金	(5,230)	(5,230)	—
(6)未払費用	(43,335)	(43,335)	—
(7)長期預り保証金	(20,217)	(12,036)	8,181

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4)長期預金

これらの時価は、取引金融機関等から提示された価格を基礎に算定しております。

(5)支払手形及び買掛金、(6)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、未払費用には、金銭債務に該当しない債務も含めて計上しております。

(7) 長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、元金と同額の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額31,673百万円）、非上場株式（連結貸借対照表計上額19,323百万円）並びに投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（連結貸借対照表計上額3,794百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は東京都港区汐留地区において賃貸用の土地、東京都千代田区麹町地区において賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
77,978百万円	90,443百万円

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）、その他の物件については、適切に市場価額を反映していると考えられる指標に基づく価額によっております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

17,113円94銭

(2) 1株当たり当期純利益

859円69銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	143,425	流 動 負 債	108,528
現 金	12,763	短 期 借 入 金	45,883
受 手 形	64	未 払 金	6,093
取 手 挂 金	70,701	未 払 費 用	44,281
有 価 証 券	39,172	未 払 法 人 税 等	9,543
た ク 申 証	896	未 払 消 費 税 等	461
な 卸 資 勘 定	7,261	前 受 金	656
番 組 勘 定	5,831	預 金	1,595
前 払 費 用	4,224	返 品 調 整 引 当 金	11
繰 延 税 金 資 産	1,418		
未 収 入 金	1,504	固 定 負 債	27,220
そ の 他 の 流 動 資 産	△410	繰 延 税 金 負 債	2,407
貸 倒 引 当 金		退 職 給 付 引 当 金	3,955
固 定 資 産	346,453	資 産 除 去 債 務	279
有 形 固 定 資 産	194,652	長 期 預 り 保 証 金	20,204
建 構 物	44,228	そ の 他 の 固 定 負 債	374
機 械 設 備	1,208	負 債 合 計	135,749
車 車 両 運 搬 備	8,885	(純 資 産 の 部)	
器 具 品	60	株 主 資 本	356,324
土 地	1,794	資 本 金	18,575
建 設 仮 勘 定	138,053	資 本 剰 余 金	17,928
	422	資 本 準 備 金	17,928
無 形 固 定 資 産	1,935	利 益 剰 余 金	331,375
借 地 権	168	利 益 準 備 金	3,526
商 標	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	327,849
ソ フ ト ウ エ ア	1,382	施 設 更新 積 立 金	12,000
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	384	固 定 資 産 圧 縮 記 帳 積 立 金	8,548
投 資 そ の 他 の 資 産	149,865	別 途 積 立 金	284,200
投 資 有 価 証 券	115,271	繰 越 利 益 剰 余 金	23,100
関 係 会 社 株 式	15,487	自 己 株 式	△11,555
出 資 金	0	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△2,194
関 係 会 社 出 資 金	4,273	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2,194
長 期 貸 付 金	2,479	純 資 産 合 計	354,130
従 業 員 長 期 貸 付 金	6		
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,558		
長 期 預 金	8,000		
長 期 前 払 費 用	398		
そ の 他 の 投 資 そ の 他 の 資 産	1,461		
貸 倒 引 当 金	△72		
資 産 合 計	489,879	負 債 純 資 産 合 計	489,879

損益計算書

(平成22年4月 1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	258,058
売 上 原 価	172,808
売 上 総 利 益	85,249
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	58,111
営 業 利 益	27,137
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	139
有 価 証 券 利 息	973
受 取 配 当 金	1,348
投 資 事 業 組 合 運 用 益	3,003
そ の 他 の 営 業 外 収 益	545
	6,010
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	309
支 払 手 数 料	24
投 資 事 業 組 合 運 用 損	252
そ の 他 の 営 業 外 費 用	19
	605
経 常 利 益	32,542
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	0
投 資 有 価 証 券 売 却 益	9
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	29
	39
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	0
固 定 資 産 除 却 損	136
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,749
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 額 の 適 用 に 伴 う 影 韻 額	279
	3,166
税 引 前 当 期 純 利 益	29,414
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	13,544
法 人 税 等 調 整 額	△596
当 期 純 利 益	12,947
	16,467

株主資本等変動計算書

(平成22年4月 1日から
平成23年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本										自己株式	株主資本合計		
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金						利益 剰余金 合計					
		資本 準備金	利益 準備金	施設更新 積立金	固定資産 圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金							
平成22年3月31日 残高	18,575	17,928	3,526	12,000	8,568	284,200	13,777	322,072	△11,554	347,022				
事業年度中の変動額					△19		19	—				—		
圧縮記帳積立金の取崩								△7,164	△7,164			△7,164		
剰余金の配当								16,467	16,467			16,467		
当期純利益										△1		△1		
自己株式の取得														
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額(純額)														
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△19	—	9,322	9,302	△1	9,301				
平成23年3月31日 残高	18,575	17,928	3,526	12,000	8,548	284,200	23,100	331,375	△11,555	356,324				

	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
平成22年3月31日 残高	313	347,336
事業年度中の変動額		
圧縮記帳積立金の取崩		—
剰余金の配当		△7,164
当期純利益		16,467
自己株式の取得		△1
株主資本以外の項目の事業年度中の 変動額(純額)	△2,507	△2,507
事業年度中の変動額合計	△2,507	6,793
平成23年3月31日 残高	△2,194	354,130

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 番組勘定、たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産 定率法

（リース資産を除く） なお、平成10年度の法人税法の改正に伴い、平成12年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年

機械設備及び車両運搬具 5年～15年

器具備品 3年～15年

無形固定資産 定額法

（リース資産を除く） なお、主な耐用年数は、自社利用のソフトウェア最長5年であります。

長期前払費用 法人税法と同一の基準により均等償却しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

返品調整引当金

出版物の返品による損失に備えるため、法人税法による繰入限度額の100%を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務及び数理計算上の差異については、発生年度において一括損益計上しております。

(6) リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 重要な会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより、税引前当期純利益は279百万円減少しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳

商品	857百万円
貯蔵品	38百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	119,140百万円
--------------------	------------

(3) 有形固定資産の取得価額から圧縮記帳額が次のとおり控除されております。

国庫補助金等により取得した資産	
機械設備	36百万円

(4) 担保に供している資産

担保資産	
土地	101,031百万円
担保付債務	
長期預り保証金	19,000百万円

(5) 保証債務

次の債務保証を行っております。

従業員の住宅資金銀行借入金	364百万円
㈱マッドハウスの銀行借入金	700百万円
計	1,064百万円

(6) 区分表示していない関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	3,677百万円
② 短期金銭債務	52,115百万円
③ 長期金銭債務	187百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	11,953百万円
② 売上原価、販売費及び一般管理費	47,355百万円
③ 営業取引以外の取引高	457百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	598千株	0千株	一千株	598千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 流動の部

繰延税金資産

番組勘定評価損	2,989百万円
未払事業税等	726
未払賞与	333
その他	180
繰延税金資産合計	4,229
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4
繰延税金負債合計	4
繰延税金資産の純額	4,224

② 固定の部

繰延税金資産

退職給付引当金	1,609百万円
固定資産評価差額等	535
投資有価証券評価損等	2,191
その他有価証券評価差額金	1,312
その他	493
繰延税金資産小計	6,141
評価性引当額	△2,683
繰延税金資産合計	3,457
繰延税金負債	
固定資産圧縮記帳積立金	5,864
繰延税金負債合計	5,864
繰延税金負債の純額	2,407

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取 得 価 額 相 当 額	減 価 償 却 累 計 額 相 当 額	期 末 残 高 相 当 額
器 具 備 品	4百万円	3百万円	1百万円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	0百万円
1年超	0百万円
合計	1百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属 性	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 係 内 容			取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
			役員の 兼任等	事 業 関 上 係					
子会社	株日テレ・テクニカル・リソーシズ	所有 間接 100.0	-	当社番組の制作技術業務の委託	キャッシュマネージメントサービスによる資金の借入	5,552	短期借入金	5,936	
					支 払 利 息	39	-	-	
子会社	日本テレビ音楽株	所有 直接 100.0	-	当社番組に係るレコード原盤及び音楽録音物の企画制作、並びに商品化権の許諾等の業務委託	キャッシュマネージメントサービスによる資金の借入	7,767	短期借入金	8,708	
					支 払 利 息	55	-	-	
子会社	株 パ ッ プ	所有 直接 51.0 間接 2.0	1名	当社とのコンテンツの共同制作	キャッシュマネージメントサービスによる資金の借入	10,854	短期借入金	11,172	
					支 払 利 息	77	-	-	
子会社	株 日 本 テ レ ビ サ ー ビ ス	所有 直接 100.0	-	当社番組に係る商品の販売業務及び保険代理店業務の委託	キャッシュマネージメントサービスによる資金の借入	5,320	短期借入金	5,388	
					支 払 利 息	38	-	-	

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

- 資金の借入の取引金額については、期中平均残高を記載しております。
- 借入金利については、市場金利を勘案して決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 14,299円10銭
- 1株当たり当期純利益 664円92銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月10日

日本テレビ放送網株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指 定 有 限 責 任 社 員	公認会計士 福 田 昭 英 印
業 務 執 行 社 員	
指 定 有 限 責 任 社 員	公認会計士 広瀬 勉 印
業 務 執 行 社 員	

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本テレビ放送網株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本テレビ放送網株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月10日

日本テレビ放送網株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有 業務執 行社員 員	公認会計士 福田昭英	印
指定有 業務執 行社員 員	公認会計士 広瀬勉	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本テレビ放送網株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月12日

日本テレビ放送網株式会社 監査役会

常勤監査役 漆 戸 靖 治 ㊞

社外監査役 土 井 共 成 ㊞

社外監査役 加 瀬 兼 司 ㊞

社外監査役 内 山 齊 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、積極的な事業展開のための内部留保との調和を図りながら、継続的で安定的な株主還元を行うことを基本方針としております（1株当たり配当金については年額180円を下限）。

当期につきましては、同基本方針に基づき決定した年間配当金290円から、すでに実施済の中間配当90円を差し引いた200円を期末配当とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭をいたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金200円 配当総額は4,847,828,000円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月30日をいたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

① 「放送法等の一部を改正する法律」（平成22年法律第65号）の施行に伴い、各種の放送形態に対する制度が統合されることを踏まえて、「目的」に関する規定（現行定款第2条）について、文言の一部変更等を行うものであります。

（現行定款第2条第1号の修正及び第5号の削除）

② 今後のインターネット関連事業の拡大に対応し、事業目的を追加するものであります。

（変更案第2条第15号及び第16号の新設）

③ 上記①及び②の変更に伴い、第2条の号数等を変更するものであります。

なお、本定款変更は「放送法等の一部を改正する法律」（平成22年法律第65号）の施行日をもって、その効力を生ずることといたしますが、その旨を附則により定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条（目的）</p> <p>当会社は、次の業務を行うことを目的とする。</p> <p>1. 放送法による<u>一般放送事業、及びその他放送事業</u></p> <p>（中略）</p> <p>5. <u>電気通信役務利用放送法による電気通信役務利用放送事業</u></p> <p>【新 設】</p> <p>【新 設】</p> <p>（中略）</p> <p>27. 飲食店並びに第<u>17</u>号及び第<u>18</u>号に定める商品の販売店の経営</p>	<p>第2条（目的）</p> <p>当会社は、次の業務を行うことを目的とする。</p> <p>1. 放送法による<u>基幹放送事業及び一般放送事業</u></p> <p>（中略）</p> <p>【削 除】</p> <p>（以下、現行定款の第6号から第15号の号数を一つ繰り上げる）</p> <p>15. <u>放送・通信を利用したクーポンの販売業務及び取次業務</u></p> <p>16. <u>放送・通信を利用した芸能、演劇、映画、その他各種のチケットの販売業務及び取次業務</u></p> <p>（以下、現行定款の第16号から第26号の号数を一つ繰り下げる）</p> <p>（中略）</p> <p>28. 飲食店並びに第<u>18</u>号及び第<u>19</u>号に定める商品の販売店の経営</p> <p>（以下、現行定款の第28号から第30号の号数を一つ繰り下げる）</p>
<p>【新 設】</p>	<p><u>附則</u></p> <p>第2条の変更は、「放送法等の一部を改正する法律」（平成22年法律第65号）の施行日を効力発生日とし、本附則の規定は、同日をもつて削除する。</p>

第3号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

当社は、平成22年6月29日開催の第77期定時株主総会におけるご承認に基づき、有効期限を本定時株主総会の終結の時までとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新しておりますが、今般、上記有効期限の満了を迎えるにあたり、所要の修正を行った上でこれを更新すること（以下「本更新」といいます。）といたしました。

そこで、当社現行定款第13条の定めに基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、本更新後の当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下本更新後の対応策を「本プラン」といいます。）に利用するため、下記2.「本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

記

1. 新株予約権無償割当て委任決議を必要とする理由（本プランの目的）

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、導入・更新されたものです。

当社グループは、数多くのグループ関連企業から成り立ち、多メディア化の時代に最強の総合メディアとして発展・成長を続けることを目指す中で、事業分野も拡大しています。そして、その全体像を適切に把握した上で当社の各事業分野と人的ネットワークを有機的に結合させ、当社の中長期的な企業価値・株主共同の利益を最大化していくことが強く期待されています。従って、外部者である買収者からの大量買付等の提案を受けた際には、当社の企業価値の源泉に対する買収者の理解や配慮のほか、当該大量買付等の内容、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上、当該大量買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付等を抑止し、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本更新が必要であると判断しました。

2. 本プランの内容

（1）本プランの概要

（a）目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(b) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めています（詳細については下記(2)「本プランに係る手続」をご参照下さい。）。

(c) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の大量取得行為を行なう場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(d) 企業価値評価独立委員会の利用及び株主意思の確認

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される企業価値評価独立委員会（その詳細については下記(5)「企業価値評価独立委員会の利用」をご参照下さい。）の客観的な判断を経るものとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会（下記(2)「本プランに係る手続」(g)に定義されます。以下同じとします。）を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができます。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①若しくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案（注1）を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行なうまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行なった代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書

には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合速やかにこれを企業価値評価独立委員会に送付します。企業価値評価独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることができます。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者及び買付者等を被支配法人等（注10）とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本構成、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注11）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格及びその算定根拠
- ④ 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑧ 当社の発行済み株式の一部を買い付けた場合に、他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ その他企業価値評価独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

企業価値評価独立委員会は、買付者等から買付説明書及び企業価値評価独立委員会から追加的に提出を求められた情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営方針・事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上（原則として60日を上限とします。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他企業価値評価独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

② 企業価値評価独立委員会による検討等

企業価値評価独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものを含みます。）を受領してから原則として最長60日が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営方針・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います（以下かかる企業価値評価独立委員会による情報収集及び検討等に要する期間を「企業価値評価独立委員会検討期間」といいます。）。また、企業価値評価独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

企業価値評価独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになることを確保するために、企業価値評価独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ができるものとします。買付者等は、企業価値評価独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 企業価値評価独立委員会の勧告

企業価値評価独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

企業価値評価独立委員会は、買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、企業価値評価独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっていいる場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、企業価値評価独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)に定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

企業価値評価独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場合、企業価値評価独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、企業価値評価独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当の不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 企業価値評価独立委員会検討期間の延長を行う場合

企業価値評価独立委員会が、当初の企業価値評価独立委員会検討期間の終了時までに、本新株予約権の無償割当の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、企業価値評価独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（原則として30日を上限とします。）で、企業価値評価独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

企業価値評価独立委員会検討期間が延長された場合、企業価値評価独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当の実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、企業価値評価独立委員会により上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、下記(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当を実施するに際して、上記(e)①に従い、企業価値評価独立委員会が本新株予約権の無償割当を実施するに際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当の実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、企業価値評価独立委員会検討期間が開始した事実並びに企業価値評価独立委員会検討期間の延長が行われた事実、並びに延長された期間及び理由を含みます。）、企業価値評価独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他企業価値評価独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当の要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当を実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず企業価値評価独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当を実施することが相当である場合

発動事由その2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買い占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を处分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、提携先・広告主・制作会社等の取引先、出演者、放送作家その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠なコンテンツ制作体制を支える当社の従業員、提携先・広告主・制作会社等の取引先、出演者、放送作家等との関係や当社の企業文化を破壊し、又は、電波法その他の法令に違反する結果をもたらすおそれがある等の理由により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

- (a) 本新株予約権の数
本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
- (b) 割当対象株主
割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。
- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の数
本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヵ月間から6ヵ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者（注12）、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者（注13）、(IV) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者（注14）（以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注15）が存する場合を除き本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者や外国人等（注16）も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者及び外国人等の保有する本新株予約権も、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式等を対価とする取得の対象となります。）。更に、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

但し、外国人等が有する本新株予約権（以下「外国人保有本新株予約権」といいます。）については、これを取得するのと引換えに交付する財産は、(A)当社取締役会が電波法

第5条第4項第2号又は同項第3号に定める欠格事由に該当するおそれがない範囲（すなわち、電波法に定めるところにより、当社の議決権総数の20%以上を実質的に外国人等が占めることとなるおそれがない範囲）で合理的に定める本新株予約権の個数に対象株式数を乗じた数の当社株式と、(B)外国人保有本新株予約権から上記(A)において取得の対象となる本新株予約権を控除した残りの本新株予約権の時価として当社取締役会が合理的に定める額の金銭とするものとし、当社は、かかる当社株式及び金銭を、各外国人等の有する本新株予約権の個数に応じて比例按分した上、当該外国人等に対して交付することができるものとします。

- ③ その他本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
 - (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
 - (k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
 - (l) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (5) 企業価値評価独立委員会の利用
- 当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、企業価値評価独立委員会を設置しており、本更新にあたっても、これを維持します。本更新時点における企業価値評価独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性のある当社の社外取締役4名から構成されます（企業価値評価独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等の概要については、別紙1「企業価値評価独立委員会規則の概要」とおりであり、本更新時点における企業価値評価独立委員会の委員は別紙2「企業価値評価独立委員会委員略歴」のとおりです。）。
- 実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした企業価値評価独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。
- (6) 本プランの有効期間、廃止及び変更
- 本定時株主総会の決議における、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。
- 但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。
- また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会決議の趣旨に反しない場合には、企業価値評価独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができます。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成23年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

- (注1) 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注10) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注11) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- (注12) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当で決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注13) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株

予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

- (注14) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注15) 具体的には、(x) 買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y) 買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。
- (注16) ①日本の国籍を有しない人（電波法第5条第1項第1号）、②外国政府又はその代表者（同項第2号）、③外国の法人又は団体（同項第3号）及び④前記①から③までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が電波法施行規則第6条の3の3で定める割合以上である法人又は団体（同法第5条第4項第3号ロ）のいずれかに該当すると当社取締役会が認めた者をいいます。本議案において同じとします。

企業価値評価独立委員会規則の概要

- ・企業価値評価独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・企業価値評価独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった企業価値評価独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、企業価値評価独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・企業価値評価独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この企業価値評価独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（但し、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、企業価値評価独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が企業価値評価独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、企業価値評価独立委員会は、本規則所定の事項を行う。
- ・企業価値評価独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ること等ができる。
- ・企業価値評価独立委員会の決議は、原則として、企業価値評価独立委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、企業価値評価独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

企業価値評価独立委員会委員略歴

本更新当初の企業価値評価独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

氏 名	略 歴
まえだ 前 田 ひろし 宏	<p>昭和52年4月 最高検察庁検事 昭和58年12月 法務事務次官 昭和60年12月 東京高等検察庁検事長 昭和63年3月 検事総長 平成2年6月 弁護士登録(現) 平成17年6月 当社 取締役(現)</p> <p style="text-align: center;">主 な る 兼 職</p> <p>平成2年5月 総合ビル管理㈱(現 ㈱アール・エス・シー) 取締役(現)</p>

※前田 宏氏は、当社社外取締役であります。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しております。

氏 名	略 歴
つつみ 堤 せいじ 清 二	<p>昭和41年2月 ㈱西武百貨店 代表取締役社長 昭和61年5月 財団法人高輪美術館(現 セゾン現代美術館) 理事長(現) 昭和62年7月 財団法人(現 公益財団法人)セゾン文化財団 理事長(現) 平成3年2月 ㈱セゾンコーポレーション 代表取締役会長 平成18年6月 当社 取締役(現)</p>

※堤 清二氏は、当社社外取締役であります。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しております。

氏名	略歴
いまい 今井 敬	<p>平成5年6月 新日本製鐵㈱ 代表取締役社長 平成10年4月 同社 代表取締役会長 平成10年5月 社団法人経済団体連合会(現 日本経済団体連合会) 会長 平成19年6月 当社 取締役(現) 平成20年6月 新日本製鐵㈱ 社友名誉会長(現)</p> <p style="text-align: center;"><u>主なる兼職</u></p> <p>平成7年7月 日本生命保険相互会社 監査役(現) 平成11年7月 日本電信電話㈱ 取締役(現) 平成14年6月 日本証券金融㈱ 取締役(現)</p>

※今井 敬氏は、当社社外取締役であります。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

氏名	略歴
かきぞえ 垣添忠生	<p>平成4年1月 国立がんセンター(現 独立行政法人国立がん研究センター) 病院 病院長 平成14年4月 同センター 総長 平成19年3月 財団法人(現 公益財団法人)日本対がん協会 会長(現) 平成19年4月 国立がんセンター(現 独立行政法人国立がん研究センター) 名誉総長</p> <p style="text-align: center;"><u>主なる兼職</u></p> <p>平成21年6月 テルモ㈱ 取締役(現)</p>

※垣添忠生氏は、当社社外取締役候補者であり、本定時株主総会で選任後、就任する予定です。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定です。

第4号議案 取締役15名選任の件

現取締役全員14名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、新たに取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	ほそかわ のりただ 細川知正 (昭和16年1月13日)	昭和38年6月 当社入社 平成7年6月 当社ネットワーク局長 平成12年6月 当社取締役経理局長 平成13年6月 当社取締役執行役員常務 平成15年6月 当社取締役専務執行役員 平成17年6月 当社取締役副社長執行役員 平成17年6月 (株)よみうりランド監査役(現任) 平成19年6月 当社代表取締役会長執行役員 平成21年3月 当社代表取締役会長執行役員(兼)社長執行役員 平成21年6月 当社代表取締役社長執行役員 経理局・コンテンツ事業局担当 平成22年6月 当社代表取締役社長執行役員 営業局・コンテンツ事業局担当(現任) 平成23年2月 (株)マッドハウス代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) (株)マッドハウス代表取締役会長 (株)よみうりランド社外監査役	2,908株
2	おおくぼ よしお 大久保好男 (昭和25年7月8日)	平成15年6月 (株)読売新聞東京本社政治部長 平成19年6月 同社編集局総務 平成20年6月 同社執行役員メディア戦略局長 平成21年6月 同社取締役メディア戦略局長 平成22年6月 当社取締役執行役員 編成局・ドラマ局・バラエティー局・情報エンターテインメント局・スポーツ局担当補佐 平成23年1月 当社取締役執行役員 編成局・ドラマ局・バラエティー局・情報エンターテインメント局・スポーツ局担当(現任)	438株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	たむら しんいち 田 村 信 一 (昭和21年10月 1日)	昭和44年 4月 当社入社 平成13年 6月 当社新技術調査企画本部長 平成14年 6月 当社技術統括局長 平成18年 6月 当社執行役員技術統括局長 平成19年 6月 当社取締役執行役員技術統括局長 平成20年 6月 当社取締役常務執行役員技術統括局長 平成22年 6月 当社取締役専務執行役員 技術統括局担当(現任)	1,507株
4	のせ やすひろ 能 勢 康 弘 (昭和20年 5月 26日)	昭和43年 4月 当社入社 平成15年 6月 当社経理局長 平成16年 6月 当社執行役員経理局長 平成19年 6月 当社上席執行役員経理局長 平成20年 6月 当社常務執行役員経理局長 平成22年 6月 当社取締役執行役員経理局長 総務局担当・個人情報保護最高監査責任者 平成23年 1月 当社取締役執行役員秘書役 経理局長 総務局担当・個人情報保護最高監査責任者(現任)	2,110株
5	わたなべ ひろし 渡 辺 弘 (昭和27年 7月 11日)	昭和51年 4月 当社入社 平成17年 2月 当社編成局長 平成18年 1月 当社制作局長 平成20年 6月 当社執行役員制作局長 平成21年 3月 当社執行役員報道局長(兼)解説委員長(兼)報道審査委員長 平成21年 6月 当社取締役執行役員報道局長(兼)解説委員長(兼)報道審査委員長 平成22年 6月 当社取締役執行役員報道局長(兼)解説委員長(兼)報道審査委員長 コンプライアンス推進室担当・個人情報保護最高管理責任者(現任)	1,236株
6	こばやし ひろたか 小 林 裕 孝 (昭和29年 7月 15日)	昭和52年 4月 当社入社 平成19年 7月 当社人事局長 平成20年 6月 当社執行役員人事局長 平成21年 6月 当社取締役執行役員人事局長 労政担当 平成21年12月 当社取締役執行役員総務局長・人事局長 労政担当 秘書役 平成22年 6月 当社取締役執行役員人事局長 労政担当・内部監査委員長補佐(現任)	1,676株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	※ こすぎ よしのぶ 小 杉 善 信 (昭和29年2月8日)	昭和51年4月 当社入社 平成6年5月 当社編成局制作センターCP 平成10年6月 当社編成局編成部長 平成13年6月 当社営業局営業センターネット営業部長 平成16年6月 当社営業局長 平成19年3月 当社編成局長 平成20年6月 当社執行役員編成局長 平成21年6月 (株)日テレ アックスオン代表取締役社長(現任)	560株
8	※ まるやま きみお 丸 山 公 夫 (昭和29年4月7日)	昭和54年4月 当社入社 平成12年6月 当社営業局営業センタースポット営業部長 平成17年6月 当社編成局編成センター長(兼)編成部長 平成19年7月 当社スポーツ局長 平成19年12月 当社人事局(現職出向)讀賣テレビ放送(株)編成局長 平成20年1月 当社人事局(現職出向)讀賣テレビ放送(株)執行役員編成 局長 平成22年6月 当社執行役員営業局長(現任)	446株
9	わたなべ つねお 渡 遷 恒 雄 (大正15年5月30日)	平成3年5月 (株)読売新聞社代表取締役社長・主筆 平成3年6月 当社取締役(現任) 平成4年6月 (株)よみうりランド取締役(現任) 平成16年1月 (株)読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆(現任) 平成17年6月 (株)読売巨人軍代表取締役会長 平成21年6月 同社取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) (株)読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆 (株)読売巨人軍取締役会長 (株)よみうりランド社外取締役	0株
10	まえだ ひろし 前 田 宏 (大正15年10月17日)	昭和52年4月 最高検察庁検事 昭和58年12月 法務事務次官 昭和60年12月 東京高等検察庁検事長 昭和63年3月 檢事総長 平成2年5月 総合ビル管理(株)(現 (株)アール・エス・シー)取締役(現任) 平成2年6月 弁護士登録(現任) 平成17年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 前田宏法律事務所 弁護士 (株)アール・エス・シー社外取締役	0株

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重　要　な　兼　職　の　状　況　)	所有する 当社株式の数
11	つつみ　　せいじ 堤　　清　二 (昭和2年3月30日)	<p>昭和41年2月 株西武百貨店代表取締役社長</p> <p>昭和61年5月 財団法人高輪美術館(現 セゾン現代美術館)理事長 (現任)</p> <p>昭和62年7月 財団法人(現 公益財団法人)セゾン文化財団理事長 (現任)</p> <p>平成3年2月 株セゾンコーポレーション代表取締役会長</p> <p>平成18年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 　　公益財団法人セゾン文化財団理事長 　　財団法人セゾン現代美術館理事長</p>	0株
12	いまい　　たかし 今　井　　敬 (昭和4年12月23日)	<p>平成5年6月 新日本製鐵株代表取締役社長</p> <p>平成7年7月 日本生命保険相互会社監査役(現任)</p> <p>平成10年4月 新日本製鐵株代表取締役会長</p> <p>平成10年5月 社団法人経済団体連合会(現 日本経済団体連合会)会長</p> <p>平成11年7月 日本電信電話株取締役(現任)</p> <p>平成14年6月 日本証券金融株取締役(現任)</p> <p>平成19年6月 当社取締役(現任)</p> <p>平成20年6月 新日本製鐵株友名譽会長(現任) (重要な兼職の状況) 　　新日本製鐵株友名譽会長 　　日本電信電話株外取締役 　　日本証券金融株外取締役 　　日本生命保険相互会社外監査役</p>	0株
13	※　　さとう　　けん 佐　藤　　謙 (昭和18年11月17日)	<p>昭和60年6月 大蔵省主計局主計官</p> <p>平成4年6月 同省理財局次長</p> <p>平成9年7月 防衛庁防衛局長</p> <p>平成12年1月 防衛事務次官</p> <p>平成16年7月 財団法人(現 公益財団法人)世界平和研究所副会長</p> <p>平成21年12月 同研究所理事長(現任)</p> <p>平成23年5月 イオン株取締役(現任) (重要な兼職の状況) 　　公益財団法人世界平和研究所理事長 　　イオン株外取締役</p>	4,720株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
14	※ かきぞえ ただお 垣添忠生 (昭和16年4月10日)	平成4年1月 国立がんセンター(現 独立行政法人国立がん研究センター)病院 病院長 平成14年4月 同センター総長 平成19年3月 財団法人(現 公益財団法人)日本対がん協会会长(現任) 平成19年4月 国立がんセンター(現 独立行政法人国立がん研究センター)名誉総長 平成21年6月 テルモ(株)取締役(現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人日本対がん協会会长 テルモ(株)社外取締役	0株
15	※ むたい たけお 務台猛雄 (昭和15年2月19日)	昭和39年4月 当社入社 平成3年10月 当社広報局長 平成8年6月 当社メディア企画局長 平成10年6月 当社B.S準備室長 平成10年12月 当社人事局(現職出向) (株)ビーエス日本(現 (株)B.S日本) 常務取締役 平成12年3月 (株)ビーエス日本(現 (株)B.S日本)常務取締役 平成15年6月 (株)長崎国際テレビ取締役副社長 平成16年6月 (株)宮城テレビ放送取締役副社長 平成17年6月 同社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) （株）宮城テレビ放送代表取締役社長	11,728株

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
 2. 取締役候補者細川知正氏は、(株)マッドハウスの代表取締役を兼務しております、当社は同社と放送番組、劇場用アニメ作品の制作等について取引関係があります。
 3. 取締役候補者渡邊恒雄氏は、(株)読売新聞グループ本社の代表取締役を兼務しております、当社は同社の完全子会社である(株)読売新聞東京本社と放送番組等の購入について取引関係があります。
 4. 取締役候補者佐藤謙氏は、公益財団法人世界平和研究所理事長であり、当社は同法人との間に会費支払等の取引関係があります。
 5. 取締役候補者務台猛雄氏は、(株)宮城テレビ放送の代表取締役であり、当社は同社と放送番組の供給等について取引関係があります。
 6. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 7. 取締役候補者渡邊恒雄、前田宏、堤清二、今井敬、垣添忠生の5氏は、社外取締役候補者であります。
 8. 社外取締役候補者に関する特記事項
 (1) 渡邊恒雄氏を社外取締役候補者とした理由は、新聞社経営者・言論人としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。
 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって20年となります。
 (2) 前田宏氏を社外取締役候補者とした理由は、法曹界における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに、コンプライアンス関連等の指導をしていただくためであります。

同氏は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士・元検事総長として法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

- (3) 堀清二氏を社外取締役候補とした理由は、企業経営者としての、また文化人としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

- (4) 今井敬氏を社外取締役候補とした理由は、企業経営者、かつ財界人としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。

同氏が社外取締役を務める日本証券金融㈱において、同社が貸借取引における品貸入札に関して不公正な入札調整が認められたとして、平成19年12月金融庁から業務改善命令を受けました。同氏は、経営等に係る豊富な経験や専門的な知識に基づく発言を行うとともに、法令等遵守の重要性を強調してきました。また、事実発生後は、業務執行取締役に対して徹底した事実関係の調査や実効性のある改善策の提言を行うほか、その任務遂行状況を監督し、再発防止に向けた職責を果たしました。

同氏が社外監査役を務める日本生命保険相互会社において、平成18年7月及び平成20年7月に保険金等の支払管理態勢等に關し、金融庁から業務改善命令を受けました。同氏は、関係法令の遵守を徹底し、社会的批判を受けることのないよう、種々の発言を行ってきました。事実発生後には、監査役会等において、改善対応策が実施されている旨確認する等その職責を果たしました。

なお、同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

- (5) 垣添忠生氏を社外取締役候補とした理由は、医療を通じて国内外の様々な分野における豊富な人脈を同氏が有しております、医学界に止まらない幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。

同氏は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、国立がんセンター（現 独立行政法人国立がん研究センター）総長として同団体の運営に長年携わり、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

9. 当社は、前田宏、堀清二、今井敬の3氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

また、垣添忠生氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

10. 渡邊恒雄、前田宏、堀清二、今井敬の4氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は4氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

また、垣添忠生氏の選任が承認された場合、当社は上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役加瀬兼司氏が任期満了となり、また、監査役内山斎氏が辞任されますので、新たに監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	かせ けんじ 加瀬兼司 (昭和9年2月3日)	昭和44年10月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 昭和57年5月 監査法人(現 有限責任監査法人)トーマツ代表社員 平成11年6月 同監査法人退所 平成11年7月 加瀬公認会計士事務所所長 公認会計士(現任) 平成15年12月 長谷川香料㈱監査役(現任) 平成16年6月 トーソー㈱監査役(現任) 平成19年6月 当社補欠監査役 平成21年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 加瀬公認会計士事務所所長 公認会計士 長谷川香料㈱社外監査役 トーソー㈱社外監査役	0株
2	※ しらいし こうじろう 白石興二郎 (昭和21年9月8日)	昭和44年4月 ㈱読売新聞社入社 平成14年6月 同社執行役員メディア戦略局長 平成14年7月 ㈱読売新聞東京本社 執行役員メディア戦略局長 平成16年1月 同社取締役 平成19年6月 同社常務取締役 平成22年6月 同社専務取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱読売新聞東京本社専務取締役	0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
- 監査役候補者加瀬兼司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 監査役候補者白石興二郎氏は、㈱読売新聞東京本社の専務取締役を兼務しており、当社は同社と放送番組等の購入について取引関係があります。
 - 監査役候補者加瀬兼司、白石興二郎の両氏は、社外監査役候補者であります。
 - 社外監査役候補者に関する特記事項
 - 加瀬兼司氏を社外監査役候補者とした理由は、会計事務所、監査法人における豊富な経験と幅広い見識をもって、当社経営の監視をしていただくためであります。
- 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・元監査法人トーマツ代表社員として財務・会計に精通しており、社外監査役としての十分な見識を有しておられることから、職務を適切

に遂行いただけるものと判断しております。

なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

(2) 白石興二郎氏を社外監査役候補者とした理由は、新聞社経営者・言論人としての豊富な経験と幅広い見識をもって、当社経営全般の監視をしていただくためであります。

6. 当社は、加瀬兼司氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

7. 加瀬兼司氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

また、白石興二郎氏の選任が承認された場合、当社は上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
こばやし たかし 小 林 昂 (昭和11年2月23日)	昭和35年4月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 平成12年5月 当社常務取締役 平成13年6月 当社取締役執行役員専務 平成15年6月 (株)ビーエス日本(現 (株)B S日本) 代表取締役社長 平成21年6月 同社取締役相談役 平成21年6月 当社補欠監査役 平成22年6月 (株)B S日本 相談役(現任)	2,100株

(注) 1. 補欠監査役候補者小林昂氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 同氏は、監査役である漆戸靖治氏の補欠として選任するものであります。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

◎インターネットによる議決権行使のお取り扱い

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト

http://www.web54.net

をご利用いただくことによってのみ可能です。

2. 議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要となります。
3. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. インターネットと議決権行使書により、重複して議決権行使が行われた場合は、後に到着したものをお有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. 議決権の行使期限は、株主総会の開催日前日の平成23年6月28日(火曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

◎パスワードのお取り扱い

1. パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管願います。
2. パスワード紛失時の再発行はいたしかねます。また、お電話によるご照会にはお答えできません。
3. パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合には、画面の案内に従ってお手続き下さい。
4. 今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。

◎議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために必要なシステムの条件など

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認下さい。

1. 画面の解像度が横800×縦600ドット (S V G A) 以上であること。

2. 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - (1) Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2 以降
 - (2) Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0 以降又は、Adobe® Reader® Ver. 6.0 以降

※Microsoft® 及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※Adobe® Acrobat® Reader™、Adobe® Reader™はAdobe Systems Incorporated(アドビシステムズ社)の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
3. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）などは、株主様のご負担となります。
4. インターネットに接続の際、ファイアーウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認下さい。
5. 当ウェブサイトは、ポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能（ポップアップブロック機能等）を利用されている場合は、解除（又は一時解除）のうえ、ご利用下さい。
6. 携帯電話でのご利用はできません。

◎パソコンなどの操作方法等のお問い合わせ

1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
〔電話〕0120(65)2031（土日休日を除く 9:00～21:00）

2. その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

- (1) 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引きの証券会社あてお問い合わせ下さい。

- (2) 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

中央三井信託銀行 証券代行事務センター
〔電話〕0120(78)2031（土日休日を除く 9:00～17:00）

以上

株主総会会場ご案内図



ベルサークル渋谷ファースト B1ホール

150-0011 東京都渋谷区東1-2-20 住友不動産渋谷ファーストタワー

「渋谷駅」 東口より徒歩8分 (JR線・銀座線・東横線・井の頭線)

「渋谷駅」 15番出口より徒歩8分 (半蔵門線・副都心線)

「渋谷駅」 新南口より徒歩7分 (JR線)